

社会福祉法人周南市社会福祉協議会  
災害見舞金支給要綱

1 趣 旨

この要綱は、災害救助法（昭和22年法律第118号）又は周南市災害弔慰金の支給に関する条例（以下「条例」という。）の適用を受けるに至らない災害を受けた市民の援護に資するため、社会福祉法人周南市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が、必要な事項を定めるものとする。

2 定 義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 災 害

故意若しくは重大な過失によらない事故及び爆発事故、又は暴風・豪雨・豪雪・洪水・高潮・地震・津波その他異常な自然災害による被害で、災害救助法及び条例の適用を受けないものをいう。

(2) 市 民

災害時、周南市の区域内に住所を有しているものをいう。

(3) 世 帯

市民が生計を一にしている生活単位をいう。

(4) 住 居

住民が居住のために使用している建物をいう。

(5) 全壊・全焼

住居の損壊・焼失又は滅失した部分がおおむね70%以上に達した状態をいう。

(6) 半壊・半焼

住居の損壊・焼失又は滅失した部分がおおむね20%以上に達した状態をいう。

3 見舞金の支給

前項に規定する災害を受けたとき、又は当該災害により死亡したときは、別表に定めるところによる見舞金を、死亡の場合はその遺族又は葬祭を行う者に、その他の場合は世帯主又はその世帯の生計中心者に支給する。

4 支給の制限

見舞金は、次の各号に該当するときは支給しない。

(1) 当該災害又は災害による死亡がその者の故意又は重大な過失により生じたものであるとき。

(2) 産業災害及び交通災害によるもの。

5 支給の手続き

本会会長は、災害が発生した場合は係員を現地に派遣し災害の状況を調査させ、被害者が支給対象者に該当すると認めるとき、見舞金を支給する。

6 所 管

本会支給要綱に関する業務は、本会各支部において行う。

7 その他

この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定める。

附 則

この要綱は、公布の日から施行し、平成15年4月21日から適用する。

別表

項 目	単 位	災害見舞金の額
住居の全壊・全焼	1 世帯	20,000円
住居の半壊・半焼	1 世帯	10,000円
災害による死亡者	1 人	10,000円